

後期高齢者医療保険 被保険者(※1)の皆さんへ

今年度から保険料軽減が変わります

(※1) 65歳以上75歳未満で障害認定を受け、後期高齢者医療保険に加入した方を含みます。

■後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、以下の2つで構成されています。

- ①均等割…全員に納めていただく定額部分(1人あたり54,394円)
- ②所得割…所得に応じて納めていただく部分(賦課のもととなる所得金額×11.42%)

■後期高齢者医療制度に加入している年金収入80万円以下の方へ

下記の条件のすべてに当てはまる方は、保険料の均等割の特例が、「9割軽減」から「8割軽減」に変わります。

条件：①世帯主および同じ世帯の加入者全員の前年中の総所得金額などの合計額(※2)が33万円以下

②同じ世帯の加入者全員が年金収入80万円以下で、そのほかの所得がない。

(※2) 収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額。ただし、65歳以上の方の公的年金については、「公的年金収入—公的年金控除」からさらに特別控除15万円を引いた金額。

均等割額	平成30年度	令和元年度
本来の金額 10割：54,300円 (12カ月分) ※100円未満切り捨て	9割軽減 納付額 1割：5,400円	8割軽減 納付額 2割：10,800円

■後期高齢者医療制度に加入する前日に、ご家族の会社の健康保険や共済組合などの被扶養者であった方へ

保険料の均等割の特例が「5割軽減」から「後期高齢者医療制度に加入後2年経過する月分まで5割軽減」に変わります。ただし、世帯の所得が低い場合は、引き続き所得に応じた均等割の軽減が受けられます。所得割は引き続き賦課されません。

(例) 元被扶養者であった方で、

①平成31年3月以前に77歳に到達している方

世帯の所得が一定程度ある場合、令和元年度から軽減は適用されません。

②76歳以下の方

77歳に到達する月分まで、均等割5割軽減が適用されます。77歳になった翌月分からは、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。

③障害認定により後期高齢者医療制度に加入している方

後期高齢者医療制度に加入して24カ月に到達する月分まで、均等割5割軽減が適用されます。25カ月分からは、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係

☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎55-3112